

割賦販売法第 30 条に定める情報提供書面〔個人会員規約用〕

第1 1 回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第 55 条、第 56 条、第 62 条、第 67 条から第 70 条までおよび別表 2】

一般カード

支払回数（回）	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10	12
手数料率（実質年率）（%）	0	11.75	13.00	13.50	14.25	14.25
ショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	0	1.98	3.30	3.96	6.60	7.92

支払回数（回）	15	18	20	24	ボーナス 一括払い
支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	1～6
手数料率（実質年率）（%）	14.50				0
ショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	9.90	11.88	13.20	15.84	0

ゴールドカード

支払回数（回）	2	3	5	6	10	12
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10	12
手数料率（実質年率）（%）	0	7.50	8.25	8.50	8.75	9.00
ショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	0	1.23	2.05	2.46	4.10	4.92

支払回数（回）	15	18	20	24	ボーナス 一括払い
支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	1～6
手数料率（実質年率）（%）	9.00	9.25			0
ショッピング利用代金 （現金価格）100 円あたりの 分割払手数料の額（円）	6.15	7.38	8.20	9.84	0

- ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例【会員規約第 62 条、第 64 条、第 69 条、別表 2】

現金価格 10 万円を一般カードで 10 回払いのご利用をいただいた場合

- | | |
|------------|--|
| (1) 分割払手数料 | $100,000 \text{ 円} \times (6.60 \text{ 円} \div 100 \text{ 円}) = 6,600 \text{ 円}$ |
| (2) 支払総額 | $100,000 \text{ 円} + 6,600 \text{ 円} = 106,600 \text{ 円}$ |
| (3) 分割支払金 | $100,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} + 6,600 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,660 \text{ 円}$ |

第2 リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期【会員規約第 104 条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月 15 日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月 10 日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

(1) リボルビング払い（元利型残高スライド方式）【会員規約第 71 条、第 76 条、第 77 条、別表 1】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。
- b a の金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(2) リボルビング払い（元金型残高スライド方式）【会員規約第 72 条、第 76 条、第 77 条、別表 1】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。
- b 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額

(支払コースの金額)を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピング リボ残高** 支払 コース	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ 加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ 加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

* 支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

** 締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

(3) リボルビング払い(元利型定額方式)【会員規約第59条、第73条、第76条、第77条】

- a 約定支払日の前月の締切日時時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。
- b aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c 上記aにかかわらず、締切日時時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。ま

た、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(4) リボルビング払い（元金型定額方式）【会員規約第 59 条、第 74 条、第 76 条、第 77 条】

- a 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1 千円以上 10 万円以下の範囲であらかじめ 1 千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。
- b 上記 a にかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

(5) 特約元利型定額方式【「楽 Pay」特約第 5 条・第 11 条】

- a 楽 Pay 登録期間中は、本人会員が 3 千円以上 10 万円以下の範囲で 5 千円単位（3 千円以上 1 万円以下の範囲にあつては 1 千円単位）であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。当該金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- b 上記 a にかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- c 楽 Pay 登録期間とは、楽 Pay 登録がされた時点から楽 Pay 登録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリボ残高とは、楽 Pay 登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と 3（2b）に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます（以下同じ。）。

(6) 特約元金型定額方式【「楽 Pay」特約第 5 条・第 12 条】

- a 楽 Pay 登録期間中は、本人会員が 3 千円以上 10 万円以下の範囲で 5 千円単位（3 千円以上 1 万円以下の範囲にあつては 1 千円単位）であらかじめ指定した金額に、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショ

ッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

- b 上記aにかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

(7) ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い【会員規約第 59 条、第 75 条、第 76 条、「楽 Pay」特約第 13 条】

- a ボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。
- b 上記aにかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記aにより定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。
- c ボーナス月加算額は、1 万円以上 1 万円単位で本人会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期（7 月または 8 月）および冬期（12 月または 1 月）のそれぞれにつき、本人会員が指定した月とします。

3 手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第 62 条、別表 2】

一般カード：年 14.50%（実質年率）

ゴールドカード：年 9.00%（実質年率）

(2a) ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第 65 条】

- a 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1 円未満の端数切捨て）とします。
 - 所定ショッピングリボ残高（100 円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
- b 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます（以下同じ。）。
- c カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日まで、ショッピング利用手数料は生じません。

(2b) ショッピング利用手数料の計算方法（楽 Pay 登録時）【「楽 Pay」特約第 10 条、第 14 条】

- a 楽 Pay 登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1 円未満の端数切捨て）とし

す。

- 所定本サービス利用代金等残高（100 円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

- b 上記 a にかかわらず、本人会員が、楽 Pay サービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1 円未満の端数切捨て）によるものとします。ただし、以下の計算式中の（楽 Pay サービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）に 100 円未満の額がある場合には当該 100 円未満の額は切り捨てるものとします。

- （楽 Pay サービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

- c 上記楽 Pay サービス期間とは、楽 Pay 登録の翌日から楽 Pay 登録が解除される日の満了までをいいます。所定本サービス利用代金等残高とは、楽 Pay サービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が 1 回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当社所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

- d 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第 76 条、「楽 Pay」 特約第 14 条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の 2 か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記（2a）または（2b）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

(1) 元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで合計 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000

2	6/15	100,000	7/10	5,000	4,762	238	95,238
3	7/15	95,238	8/10	5,000	3,820	1,180	91,418
4	8/15	91,418	9/10	5,000	3,837	1,163	87,581

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（6月10日～6月15日）} = 238 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日（6月16日～7月9日）} + 95,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（7月10日～7月15日）} = 1,180 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

9月10日支払分

$95,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日（7月16日～8月9日）} + 91,400 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（8月10日～8月15日）} = 1,163 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(2) 元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショ ッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手 数料充当額 (円) *	弁済後の ショッピ ングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,238	5,000	238	95,000
3	7/15	95,000	8/10	6,179	5,000	1,179	90,000
4	8/15	90,000	9/10	6,158	5,000	1,158	85,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかり、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{（6月10日～6月15日）} = 238 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$$

8月10日支払分

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日（6月16日～7月9日）} + 95,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（7月10日～7月15日）} = 1,179 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$$

9月10日支払分

$$95,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日（7月16日～8月9日）} + 90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（8月10日～8月15日）} = 1,158 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$$

(3) 元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,762	238	90,238
3	7/15	90,238	8/10	10,000	8,832	1,168	81,406
4	8/15	81,406	9/10	10,000	8,911	1,089	72,495

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかり、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（6月10日～6月15日）} = 238 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$$

8月10日支払分

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日（6月16日～7月9日）} + 90,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（7月10日～7月15日）} = 1,168 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$$

9月10日支払分

90,200 円**×14.5%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）+81,400 円**×14.5%÷365 日×6 日（8 月 10 日～8 月 15 日）=1,089 円（1 円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支 払 回 数	締切日	締切日時 点のショ ッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手 数料充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリ ボ残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,238	10,000	238	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,167	10,000	1,167	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,084	10,000	1,084	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日前日（6 月 9 日）まではショ
ッピング利用手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5 月 15 日）に係る約定支払日の前日（6 月 9 日）までは手
数料はかからず、6 月 10 日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000 円×14.5%÷365 日×6 日（6 月 10 日～6 月 15 日）=238 円（1 円未満端数切捨て）

8 月 10 日支払分

100,000 円×14.5%÷365 日×24 日（6 月 16 日～7 月 9 日）+90,000 円×14.5%÷365 日×6 日（7 月 10
日～7 月 15 日）=1,167 円（1 円未満端数切捨て）

9 月 10 日支払分

90,000 円×14.5%÷365 日×25 日（7 月 16 日～8 月 9 日）+80,000 円×14.5%÷365 日×6 日（8
月 10 日～8 月 15 日）=1,084 円（1 円未満端数切捨て）

(5) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型残高スライド方式）

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
--	---	---	---	---	---	---	---

支払回数	締切日	締切日時 点のショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	4,762	238	95,238
3	7/15	95,238	8/10	35,000	33,820	1,180	61,418
4	8/15	61,418	9/10	5,000	3,909	1,091	57,509

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（6月10日～6月15日）} = 238 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日（6月16日～7月9日）} + 95,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（7月10日～7月15日）} = 1,180 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

9月10日支払分

$95,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日（7月16日～8月9日）} + 61,400 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（8月10日～8月15日）} = 1,091 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(6) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型残高スライド方式）

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点のショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)

1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,238	5,000	238	95,000
3	7/15	95,000	8/10	36,179	35,000	1,179	60,000
4	8/15	60,000	9/10	6,086	5,000	1,086	55,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（6月10日～6月15日）} = 238 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日（6月16日～7月9日）} + 95,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（7月10日～7月15日）} = 1,179 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

9月10日支払分

$95,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日（7月16日～8月9日）} + 60,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（8月10日～8月15日）} = 1,086 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

(7) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,762	238	90,238
3	7/15	90,238	8/10	40,000	38,832	1,168	51,406
4	8/15	51,406	9/10	10,000	8,982	1,018	42,424

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショ

ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかり、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 238 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$$

8月10日支払分

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} \text{ (6月16日～7月9日)} + 90,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (7月10日～7月15日)} = 1,168 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$$

9月10日支払分

$$90,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} \text{ (7月16日～8月9日)} + 51,400 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (8月10日～8月15日)} = 1,018 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$$

****付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）**

(8) ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4 月 16 日から 5 月 15 日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後のショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,238	10,000	238	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,167	40,000	1,167	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,013	10,000	1,013	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかり、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} \text{ (6月10日～6月15日)} = 238 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日 (6月16日} \sim \text{7月9日)} + 90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (7月10日} \sim \text{7月15日)} = 1,167 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日 (7月16日} \sim \text{8月9日)} + 50,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (8月10日} \sim \text{8月15日)} = 1,013 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

(9) 特約元利型定額方式

4月10日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後の特約ショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,762	238	90,238
3	7/15	90,238	8/10	10,000	8,832	1,168	81,406
4	8/15	81,406	9/10	10,000	8,911	1,089	72,495

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (6月10日} \sim \text{6月15日)} = 238 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日 (6月16日} \sim \text{7月9日)} + 90,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (7月10日} \sim \text{7月15日)} = 1,168 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$90,200 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日 (7月16日} \sim \text{8月9日)} + 81,400 \text{ 円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (8月10日} \sim \text{8月15日)} = 1,089 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

**付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(10) 特約元金型定額方式

4月10日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時 点の特約 ショッピング リボ 残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手数 料充当額 (円) *	弁済後の 特約ショ ッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,238	10,000	238	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,167	10,000	1,167	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,084	10,000	1,084	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (6月10日} \sim \text{6月15日)} = 238 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日 (6月16日} \sim \text{7月9日)} + 90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (7月10日} \sim \text{7月15日)} = 1,167 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

9月10日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日 (7月16日} \sim \text{8月9日)} + 80,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日 (8月10日} \sim \text{8月15日)} = 1,084 \text{ 円 (1円未満端数切捨て)}$

(11) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元利型定額方式）

4月10日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月16日から5月15日までに一般カードで11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払	締切日	締切日時 点の特約	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金	弁済金の うちショ	弁済後の 特約ショ

回数		ショッピング リボ 残高 (円)			充当額 (円)	ショッピング 利用手数料 充当額 (円) *	ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,762	238	90,238
3	7/15	90,238	8/10	40,000	38,832	1,168	51,406
4	8/15	51,406	9/10	10,000	8,982	1,018	42,424

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかり、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{円} \times 14.5\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日} \text{（6月10日～6月15日）} = 238 \text{円}$ （1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

$100,000 \text{円} \times 14.5\% \div 365 \text{日} \times 24 \text{日} \text{（6月16日～7月9日）} + 90,200 \text{円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日} \text{（7月10日～7月15日）} = 1,168 \text{円}$ （1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

$90,200 \text{円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{日} \times 25 \text{日} \text{（7月16日～8月9日）} + 51,400 \text{円}^{**} \times 14.5\% \div 365 \text{日} \times 6 \text{日} \text{（8月10日～8月15日）} = 1,018 \text{円}$ （1円未満端数切捨て）

**付利単位 100 円（100 円未満を切捨てて手数料を計算）

(12) 特約ボーナス併用リボルビング払い（平月:特約元金型定額方式）

4月10日楽 Pay 登録

指定金額 10,000 円

ボーナス月加算額 3 万円、ボーナス月 8 月

4月16日から5月15日までに一般カードで 11 万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約 ショッピング リボ 残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うちショ ッピング 利用手数料 充当額 (円) *	弁済後の 特約ショ ッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000

2	6/15	100,000	7/10	10,238	10,000	238	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,167	40,000	1,167	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,013	10,000	1,013	40,000

*ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかかりませんが、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（6月10日～6月15日）} = 238 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

8月10日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日（6月16日～7月9日）} + 90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（7月10日～7月15日）} = 1,167 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

9月10日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日（7月16日～8月9日）} + 50,000 \text{ 円} \times 14.5\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日（8月10日～8月15日）} = 1,013 \text{ 円（1円未満端数切捨て）}$

第3 各支払方式に共通する事項

1 利用可能枠（極度額）に関する事項【会員規約第39条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

2 年会費に関する事項【会員規約第22条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の支払義務は免れないものとします。

(消費税込)

会員区分別の年会費	
本人会員	
ゴールド	11,000 円
一般	無料
家族会員	
ゴールド	1名さまは無料。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき 1,650 円

一般	無料
----	----

※ お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。

※ 別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。